

豊川市監査委員告示第 1 号

豊川市監査事務処理規程（平成 1 0 年豊川市監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

豊川市代表監査委員 井 田 哲 明

改正後	改正前
(種別等) 第 2 条 監査等の種別は次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 職員の賠償責任に関する監査 法第 243条の 2 の 9 第 3 項の規定により、職員が市に損害を与えたとして市長から請求があるときに行う。 (11)～(17) (略)	(種別等) 第 2 条 監査等の種別は次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 職員の賠償責任に関する監査 法第 243条の 2 の 8 第 3 項の規定により、職員が市に損害を与えたとして市長から請求があるときに行う。 (11)～(17) (略)

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。